

教 生 学 第 9 4 1 号
令和6年（2024年）10月8日

各 教 育 局 長
登 別 明 日 中 等 教 育 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く） 様
（ 関 係 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

S N S に起因する児童生徒の犯罪被害防止に向けた取組について（通知）

このことについて、北海道警察本部生活安全部少年課長から別添写しのとおり依頼がありましたのでお知らせします。

児童生徒をネットトラブルの被害者や加害者にならないためには、児童生徒はもとより、保護者がインターネットやS N S等のコミュニケーションツールを適切に利用する知識や安全に利用する意識の高揚を図るなどして、ネット利用に関するモラルやリテラシーを身に付けることが重要です。

つきましては、各学校において、児童生徒のS N Sの利用に起因する児童生徒の犯罪被害の未然防止の取組の充実に向け、中学校等で実施される保護者向け入学説明会の機会等における、警察と連携した啓発活動について御理解いただきますようお願いいたします。

（学校安全係）



道 本 少（育）第 1 5 1 号
令 和 6 年 1 0 月 3 日

北海道総務部教育・法人局学事課長
北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長
札幌市教育委員会学校教育部児童生徒担当課長
北海道教育大学事務局総務企画部附属学校室長

殿

北海道警察本部生活安全部少年課長

S N Sに起因する児童生徒の犯罪被害防止に向けた取組について(依頼)

平素から少年の非行防止対策を始めとする各種警察活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、北海道警察では、S N Sに起因する児童生徒の犯罪被害防止に向けて、教育機関の皆様と連携しながら、フィルタリングやペアレンタルコントロール機能の利用の更なる促進及び家庭のルールづくりなどの普及に取り組んでいるところです。

しかしながら、S N Sに起因して児童生徒が誘拐などの凶悪な犯罪や児童買春などの性的な犯罪の被害に遭う事例が後を絶ちません。

また、本年3月にこども家庭庁が公表した「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」によると、インターネット利用に関する保護者の取組として「フィルタリングを使っている」と回答した保護者の割合は44.8%で、令和4年度調査の44.0%とほぼ横ばいの数値に留まっていることから、被害防止に有効なフィルタリングの普及やペアレンタルコントロール機能の利用促進が進んでいるとは言えない状況が見られます。

こうした情勢を踏まえ、北海道警察では、中学校、中等教育学校への入学や義務教育学校での進級等を控え、スマートフォン等の新規購入や機種変更の増加が予想されるこれからの時期に合わせ、別紙のとおり、保護者向け入学説明会等の機会を利用した啓発活動を本年度も実施させていただきたいと考えております。

つきましては、本取組の趣旨を御理解いただくとともに、所管する中学校、義務教育学校及び中等教育学校への周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

(少年育成第一係 251-0110内線3090)

別紙

警察官等による保護者向け入学説明会等での説明について

1 目的

中学校、義務教育学校及び中等教育学校における保護者向け入学説明会等の機会に、警察官等が赴いて保護者に説明することにより、SNSに起因する児童生徒の犯罪被害防止に資する。

2 実施日

保護者向け入学説明会等の当日

3 説明時間

5分間程度

4 説明内容

- (1) SNSに起因する児童生徒の犯罪被害等の実態
- (2) 被害防止に向けたフィルタリングや家庭のルールづくりの重要性

5 その他

- ・実施が可能な場合、各学校から学校所在地を管轄する警察署の少年担当係まで連絡いただくようお願いします。
- ・警察官等が赴いての説明が難しい場合でも、学校に資料をお渡しすることができますので、その旨連絡いただくようお願いします。